

西区公告第 103 号

公示送達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所(所在地)等が不明である(法施行地でない)ので、国民健康保険法第78条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年6月19日

横浜市西区長 本多 由紀子 印

送達を受けるべき者	氏名又は 名称	島田 栄里子
送達する 書類名	差押調書(謄本) 1通	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		